

# ヤマハ子会社 休業補償せず

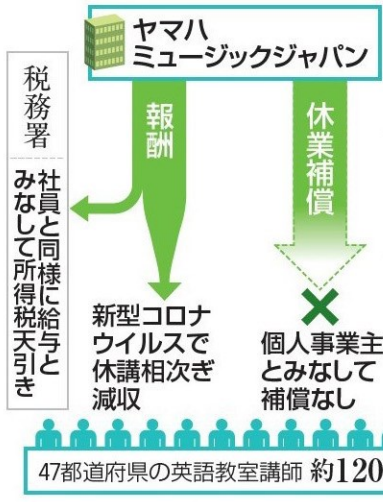
## 英語講師1200人 雇用契約なく

楽器大手ヤマハの子会社「ヤマハミュージックジャパン」が、47都道府県で展開する英語教室の講師約1200人に対し、報酬を税

契約を結んでいない個人事業主として扱い、新型コロナウイルス感染症による休業補償をほとんどしていないことが3日、分かった。

雇用調整助成金が使えず、公的支援策の活用を呼び掛けている。コロナ禍で減収した個人事業主は最大100万円の持続化給付金を受け取れるが、税法上の事業所得者に限られ、講師ら給与所得者は対象外だった。

### ヤマハミュージックジャパンと英語教室講師の関係



講師らは税法上は給与所得者で、個人事業主を救済する国の持統

労働組合「ヤマハ英語講師ユニオン」によると、講師は会社と業務委託契約を締結。休業調整助成金も補償は

化給付金の対象からも外れていた。5月下旬の国の方針変更で今後は受給できるが、審査が厳しく大幅に遅れそうだ。制度の隙間を突くような特殊な働き方の問題点がコロナ禍で浮き彫りになった。

ヤマハミュージックジャパンは、こうした働き方をしている経緯について「回答を差し控える」とコメント。「新たな契約形態として雇用化の検討を開始している」とも述べている。